

# 松山市デジタル化推進方針

～ニューノーマルまつやまを目指して～

(行政手続のオンライン化編)

公表用

2022（令和4）年3月  
（2022（令和4）年4月改訂）

松山市



## 変更履歴

No	日付	版数	追加・変更内容	項番号	ページ
1	2022/03/24	01-00	初版作成	—	—
2	2022/04/01	01-01	組織改編による課名の変更	4-3	2
3					

## 目次

1. 本編策定の背景 .....	1
2. 本編策定の目的 .....	1
3. 対象期間 .....	1
4. 方針 .....	2
4-1. 原則オンライン化 .....	2
4-2. BPR(業務改革)の徹底 .....	2
4-3. 汎用的な電子申請システムの利用 .....	2
5. 目標 .....	3

## 1. 本編策定の背景

行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、令和元年に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<sup>※1</sup>」で、国の行政手続のオンライン化実施が原則（地方公共団体は努力義務）とされ、令和2年に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下、「自治体DX推進計画」という。）では、自治体に取り組むべき重点取組事項の一つとして、「自治体の行政手続のオンライン化」が示されている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等への対策としても、非接触・非対面を原則とする「新しい生活様式」に対応した形で行政サービスを提供していく必要がある。

本市では、平成18年3月に「松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、オンライン化に取り組んできたが、デジタル化が加速する中、国等の取組と整合性を図るため令和3年9月に「松山市情報化推進指針2019」を改訂し、デジタル社会の構築に向けた各取組を推進している。

## 2. 本編策定の目的

本編は、「自治体DX推進計画」及び「松山市情報化推進指針2019」に基づき、市民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、更なる行政手続のオンライン化を迅速かつ効果的に推進していくことを目的とする。

## 3. 対象期間

令和4年度～令和7年度

※「自治体DX推進計画」の対象期間と合わせた。なお、取組の状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

---

※1：行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正等を行ったもの

## 4. 方針

本編で対象とする手続は、根拠法令等の種類・有無に拘わらず、申請、届出その他の市民等（※）から市の機関等に対して行われる全ての手続とし、以下によりオンライン化を推進していく。

※市民等・・・個人及び団体（行政機関を除く）

### 4-1. 原則オンライン化

- (1) 令和7年度末までに、調整等が必要な手続やオンライン化不可の手続を除き、原則オンライン化する。
- (2) 直ちにオンライン化に着手可能な手続を優先してオンライン化する。
- (3) (2)のうち下記に該当する手続は、原則として令和4年度末までにオンライン化する。
  - ① オンライン化が容易な手続  
(研修・講習・各種イベント等の申込)
  - ② 特に国民の利便性向上に資する手続  
(子育て、介護、被災者支援関係の27手続)

### 4-2. BPR(業務改革)の徹底

- (1) 書面規制・押印・対面規制の見直し、添付書類の省略などを含めBPRの取組を徹底するほか、手続自体の廃止も含めて検討する。
- (2) 単なる手続のオンライン化にとどまらず、申請等の受付後の審査・決裁・書類(データ)の保存といった一連の業務の見直しも含めBPRに取り組む。

### 4-3. 汎用的な電子申請システムの利用

- (1) オンライン化に必要な情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟なシステム整備が可能なクラウドサービス(ぴったりサービスやデジタル戦略課が導入している汎用的な電子申請システム)の利用を原則とし、その他の情報システムを整備する場合(クラウドサービスの利用契約によりシステムを導入する場合を含む)は、事前にデジタル戦略課と協議すること。

## 5. 目標

令和3年に実施した調査結果等で「申請等」、「その他」に分類される全4131手続のうち、原本の提出や他団体との調整等が不要な手続等、直ちにオンライン化に着手できると考えられる手続が760手続（手続所管部署で検討が必要な手続を除く）あったことを踏まえ、以下のとおり年次目標を設定する。（年次目標はBPRの状況等を踏まえ、適宜、適正化を図る）

（単位:手続）

目標	R3年度までの実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	オンライン化済の手続数	129	160	200	200	200

目標の達成に向け、下表の調査結果を踏まえた手続の区分により対応を行う。  
なお、各手続の区分は適時見直しを行っていく。

調査結果(「行政手続の見直し等に関する現況調査について」令和3年12月1日現在)

区分		手続数	申請等の件数
—	オンライン化済の手続 (R3年度予定含む)	129	約205万件
1	<b>目標算定基礎</b> 直ちにオンライン化に着手可能な手続 (区分2を除く)	760	約26万件
2	オンライン化に向け 手続所管部署で検討が必要な手続 (区分3を除く)	870	約21万件
3	オンライン化に向けて調整等が必要な手続や オンライン化不可の手続	2372	約174万件
計		4131	約426万件

## 6. 推進体制

高度情報化推進委員会内に設置した、DX推進専門部会で進捗管理を行う。